

○財務省告示第二百五十三号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を購入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

合計	国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
	個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第三回	五十一億八千二百八十一万円	五十一億四千七百九十七万八千八百六十六円
〃	第五回	三百四十八億二千六百六十万円	三百四十五億八千七百五十七万九千三百一十一円	
〃	第七回	四百四十六億九千九百八十七万円	四百四十三億九千九百四十六万八千三百七十九円	
〃	第九回	四百十二億四千八百四十八万円	四百九億七千二百二十六万三千三百五十四円	
〃	第十一回	四百三億千四百一十万円	四百億四千三百七十九万九千五百五十七円	
合計			千六百六十二億六千六百七十七万円	千六百五十一億四千九百三十六万八千二百二十五円